

ブロック塀等 撤去助成

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害や、避難時の通行の妨げになることを防止するために、撤去費用の一部を助成します。危険なブロックは、安全なものに改修するか撤去しましょう。



補助対象

道路に面する高さ1メートル以上のブロック塀等

- 「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック塀、石塀、レンガ塀などの塀で、門柱も含まれます。
- 隣地に面する部分は補助対象外。

補助金額 ①～③のうち、最も低い額(千円未満切捨て)

	木密地区※1以外	木密地区※1(P.04)
①撤去費用	1/2以内	3/4以内
②メートル単価 (10cm未満切捨て)	6,000円/m	9,000円/m
③限度額	10万円	15万円

助成を受けるための注意事項

- 撤去後は、ブロック塀等の高さを道路面より1m未満にする必要があります。
(木密地区※1では、地表面より上部にあるブロック塀等をすべて撤去する必要があります。)
- 交付決定前に撤去工事の契約・着手・完了した場合は、補助金を受け取ることができません。

お問い合わせ先・申請先

申請様式や手続きが一部異なるため、詳細は各窓口にお問合せください。

木密地区※1以外

名古屋市 耐震化支援課

TEL | 052-972-2921 FAX | 052-972-4179

mail | a2921@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

住所 | 〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 (名古屋市役所西庁舎)

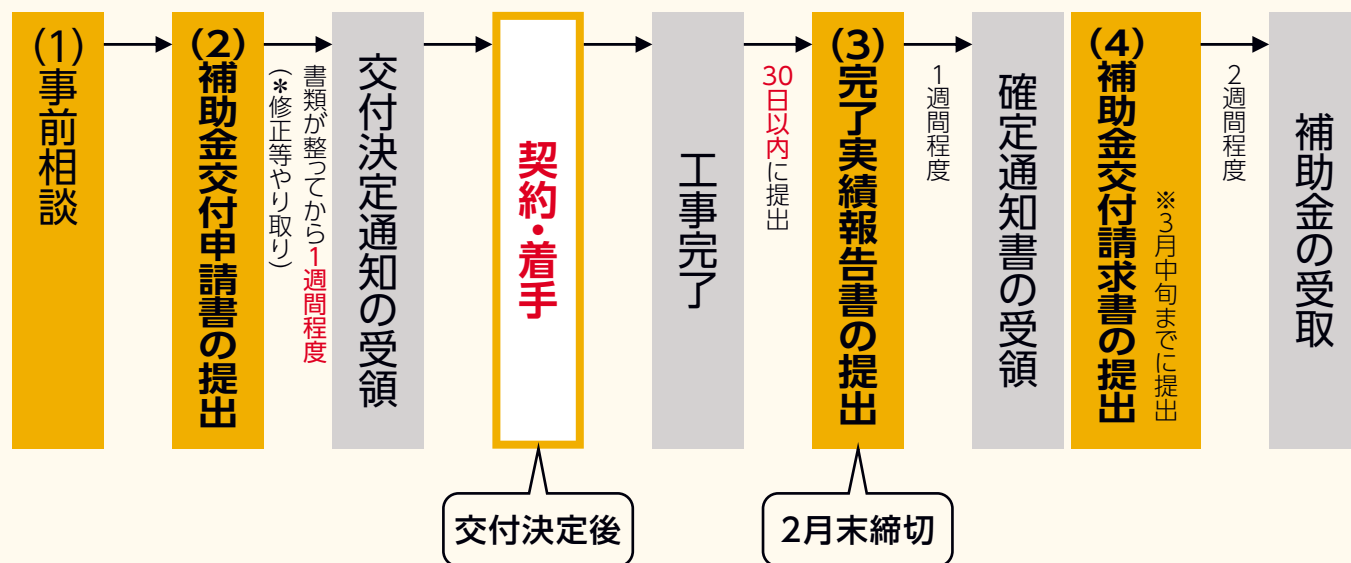
木密地区※1 (エリアは→P.04)

名古屋市 市街地整備課

TEL | 052-972-2752 FAX | 052-972-4163

mail | a2752@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

補助金交付の流れ・必要な手続き



撤去前^前の手続き(持参するもの)

(1) 事前相談

- 撤去範囲全体がわかる写真を持参の上、ご相談ください。

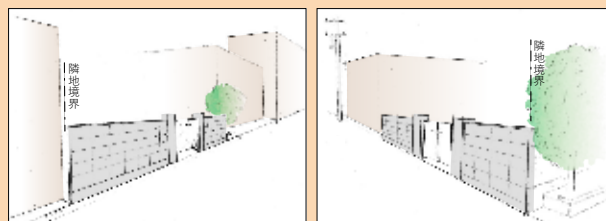
(2) 交付申請に必要な書類

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 撤去場所の案内図
*住宅地図など
- ③ 長さ・高さ・撤去範囲がわかる図書
*メモや写真に記入したものでも可
*撤去後1m以下となるように記載
- ④ 撤去工事費の見積書の写し
- ⑤ 撤去前のブロック塀等の写真

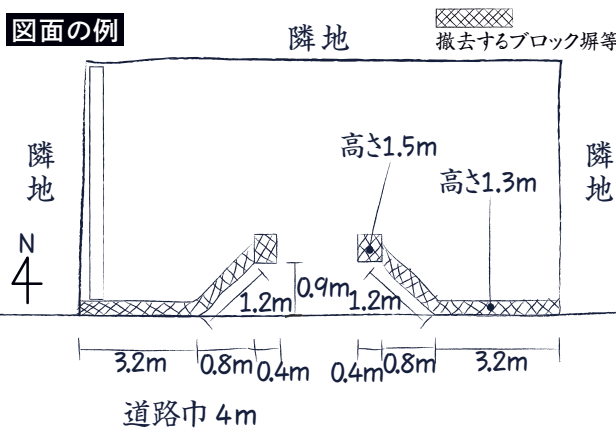
- a. ブロック塀等の長さ、高さ、道路幅、方位等を記入します。(高さは、道路面から)
- b. 斜めの部分は、道路境界線に対する見つけ長さと奥行きも記入してください。
- c. 門柱を併せて撤去する場合、門柱の高さも必要です。

写真撮影の注意点

1. 左右の隣地等、周囲の状況を含めて、2方向以上からの全景が必要です。



2. 道路境界線に対して斜めの部分等は、補助対象となる場合があるため、詳細写真が必要です。
3. 状況確認が困難な場合、再度撮影が必要となることがあります。



撤去後の手続き(持参するもの)

* 交付申請時と内容や金額に変更がある場合、変更手続きが必要になる場合がありますので、早めにご相談ください。

(3) 完了実績報告に必要な書類

- ① 完了実績報告書(様式第6号)
- ② 領収書または請求書の写し
* 完了報告書の際には、請求書の写しでも可。ただし、補助金交付請求時には領収書の写しが必要です。
- ③ 撤去後の全体がわかる写真
(撤去前の写真と同じアングルのもの)

(4) 補助金交付請求までに必要な書類

- ④ 補助金交付請求書(様式第8号)
- ⑤ 口座番号が確認できるもの
* 申請者名義の口座・通帳等のコピー等
- ② 領収書の写し(未提出の場合)

写真撮影の注意点

1. 撤去完了時の写真を必ず撮影し、撤去前後を比較できるようにしてください。
2. ブロック塀等が存在した部分すべてが写るように撮影してください。
3. 状況確認が困難な場合、再度撮影が必要となることがあります。

申請に必要な様式について

* 消せるボールペンや修正液は使用できません。

入手方法は、受付窓口での配布のほか、市ウェブサイトからもダウンロードできます。



ブロック塀等に関するその他のお知らせ

- ブロック塀等の安全確認を行い、危険があれば改善しましょう。

| お問い合わせ先 |

名古屋市の建築基準法についての一般相談は

住宅都市局 建築指導課 建築相談担当(西庁舎2F) 電話 052-972-2919

ブロック塀等の点検の
チェックポイントは、
市ホームページ



名古屋市 ブロック塀 点検 検索

撤去や改修は建築士などの専門家にご相談ください。

(公社) 愛知建築士会(相談予約窓口)	電話 052-201-2201	http://www.aichishikai.or.jp/
(公社) 愛知県建築士事務所協会(名古屋支部)	電話 052-223-2887	http://www.ajknagoya.com/
(公社) 日本建築家協会(東海支部愛知地域会)	電話 052-263-4636	http://www.jia-tokai-aichi.org/
(一社) 全国建築コンクリートブロック工業会	電話 03-3851-1077	http://www.jcba-jp.com/

施工業者紹介が必要な方は、以下協会へご相談ください。

撤去と新設フェンスなどのエクステリア工事を含む場合

(公社) 日本エクステリア建設業協会(愛知県支部)

<https://jpex.or.jp/>

撤去のみの工事の場合

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会

電話 052-522-2567 <https://akiyabk.com/>

(注) 建築士や施工業者等に依頼する場合は、相談料や見積費用は有料なのか、どの段階で発生するか等を事前に確認ください。

※¹主な木造住宅密集地域 11地区（*他のページでは「木密地区」と表示）



区 名	町 名	区 分
北 区	生駒町、大蔵町、大杉町、神明町、長田町、中杉町、東大杉町、東大曾根町 東長田町、東水切町、水切町	全 域
	大曾根一丁目、紅雲町、志賀本通、城東町、杉栄町	一 部
中村区	大秋町、上米野町、郷前町、大正町、中島町、則武本通、日比津町、深川町、松原町	全 域
	黄金通、寿町、権現通、下米野町、太閤通、大門町、高道町、鳥居通、長戸井町、賑町 羽衣町、日吉町、本陣通、道下町、森田町、若宮町	一 部
昭和区	滝子通	全 域
瑞穂区	太田町、亀城町、雁道町、春敲町、大喜新町、大喜町、竹田町、直来町、船原町、平郷町 宝田町、豆田町、御劔町	全 域
	上坂町、田光町、豊岡通、堀田通、瑞穂町	一 部
中川区	戸田一丁目、戸田二丁目、戸田三丁目、戸田四丁目	全 域
	供米田三丁目、下之一色町	一 部
南 区	西桜町、西田町、星園町、本星崎町、呼続二丁目、呼続三丁目、呼続五丁目、呼続元町	全 域
	笠寺町、粕畠町、菊住一丁目、桜本町、寺部通、戸部町、鳥山町、白雲町、星崎町 本地通、前浜通、松池町、松城町、呼続四丁目	一 部
守山区	市場、長栄、鳥羽見一丁目、鳥羽見三丁目、廿軒家、町北、町南、守山一丁目	全 域
	鳥羽見二丁目	一 部

対象地区の詳細は、
市街地整備課にお問合せいただくか、
市ウェブサイトをご覧ください。

名古屋市 木密地域ブロック

◎HPもご覧ください